

# 第 50 回全国育樹祭「大会テーマ」「シンボルマーク」作品募集要領

## 1 概要

全国育樹祭は、「継続して森を守り育てることの大切さを普及啓発し、国民の森林に対する愛情を培うこと」を目的に、昭和 52 年から、全国植樹祭を開催したことのある都道府県において、公益社団法人国土緑化推進機構との共催で毎年秋に行われている全国行事です。

令和 9 年に本県で「第 50 回全国育樹祭」を開催するにあたり、県内外に開催意義等を周知するとともに、開催気運を高めるため、開催方針や本県の持つイメージを表現した「大会テーマ」と「シンボルマーク」を募集します。

## 2 実施主体

秋田県

## 3 募集の内容

### (1) 大会テーマ部門

第 50 回全国育樹祭の開催方針をわかりやすく表現した標語

### (2) シンボルマーク部門

第 50 回全国育樹祭の方向性や本県の持つイメージを表現し、併せて開催気運を高めるようなシンボルマーク

## 【参考：第 50 回全国育樹祭の開催方針】

### ① 森林資源の循環利用促進

2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、「伐って・使って・植える」という森林資源の循環利用への取組が重要であることを広く伝えます。

### ② 豊かな水と緑の創造と未来への継承

次代を担う児童・生徒等を対象とした森林環境学習や木育イベントなど、多様な県民運動を一層促進し、森林・林業に触れ、親しみ、理解を深める契機とします。

### ③ 「森と木の国あきた」の発信

これまで培われた高度な木材加工技術に加え、新たな技術開発や新製品の開発、木材利用の意義の普及啓発など、情報発信します。

## 4 応募資格

どなたでも応募できます。

## 5 応募期間

令和 7 年 5 月 26 日（月曜日）から令和 7 年 9 月 30 日（火曜日）まで【必着】

## 6 応募方法

郵送（宅急便）または秋田県スマート申請（秋田県電子申請・届出サービス）（以下「秋田県スマート申請」という）にて応募してください。直接持参による応募は受け付けません。

○郵送（宅急便）の場合

別紙『第50回全国育樹祭「大会テーマ」「シンボルマーク」作品応募用紙』に必要事項を記載のうえ、下記まで郵送（宅急便）にて提出してください。

※シンボルマークについて、画材・技法を問いませんが、フルカラーで描画してください。

**【提出先】**

〒010-8570

秋田県秋田市山王四丁目1番1号 県庁舎4階

秋田県農林水産部森林環境保全課全国育樹祭推進室

○秋田県スマート申請の場合

秋田県スマート申請から必要事項を入力の上、申請してください。

※一度に送信する添付ファイルの容量は2MB以内としてください。

※シンボルマークを応募される場合、別途デザイン画像ファイル（フルカラー・容量2MB以内・JPG, JPEG形式）を添付してください。

**【応募先】**

下記の応募フォームから入力をお願いします。



[URL] <https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure-alias/ikuju-sai>

## 7 注意事項

- (1) 応募に関する費用は応募者の負担となります。
- (2) 一人で複数作品の応募ができますが、応募用紙の場合は1枚につき1作品、秋田県スマート申請の場合は応募1フォームにつき各部門1作品ずつ(1部門のみでも可)の応募としてください。
- (3) 受付完了や落選の連絡を個別に行うことはありません。

## 8 審査

応募作品の中から第50回全国育樹祭の「大会テーマ」および「シンボルマーク」としてふさわしい作品を当県で設置する審査会にて決定します。

## 9 結果発表

- (1) 入賞作品の発表は、令和7年12月頃を目処に入賞者本人に直接通知するほか、秋田県ホームページ等を通じて発表します。
- (2) 発表にあたっては、作品、入賞者の氏名および居住都道府県・区市町村名(学生・生徒・児童については学校名および学年)を公表します。

## 10 表彰

入賞者には、下記のとおり賞状および副賞を贈呈します。副賞について入賞者が高校生以下の場合には、同額の図書カードとします。

(1) 大会テーマ部門

最優秀賞 1点	副賞 商品券	30,000円
優秀賞 3点	副賞 商品券	10,000円
佳作 5点	副賞 商品券	5,000円

(2) シンボルマーク部門

最優秀賞 1点	副賞 商品券	30,000円
優秀賞 3点	副賞 商品券	10,000円
佳作 5点	副賞 商品券	5,000円

## 11 応募条件・その他

- (1) 各部門の最優秀賞作品は、第50回全国育樹祭関係の印刷物等に使用し、広く県内外に紹介します。また、入選作品は、一定期間公共の場等へ展示します。なお、第50回全国育樹祭開催後も、秋田県の行事等で使用することがあります。
- (2) ポスター、印刷物等に採用する作品は、必要に応じて加筆・色彩の変更を含む修正等を行うことがありますので、最優秀賞受賞者は受賞作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、その他一切の権利（商標・意匠の出願及び登録をする権利、商品化権及び使用権を含む）を秋田県に無償で譲渡するものとし、かつ、受賞者は著作者人格権（公表権、氏名表示権及び同一性保持権）を行使することはできません。
- (3) 自作・未発表のもので、同一作品または類似作品が他のコンテスト等への応募または発表予定のないものに限り、また、自作作品に限らず入選作品がすでに発表されているもの（Web上で掲載されたものも含まれます）と同じ、あるいは酷似していること等が判明した場合には、入選を取り消すことがあります。
- (4) 募集要領に違反する応募作品は、審査の対象になりません。後日違反が判明した場合には、入選を取り消すことがあります。

- (5) 第三者の著作権やその他知的財産権や肖像権、プライバシー権等の権利を侵さないものに限り、第三者から権利侵害や損害賠償等の主張がなされた場合、入選者は自己の責任と負担において解決を図るものとし、秋田県は一切の責任を負いません。
- (6) 応募により収集する住所・氏名・生年月日・年齢・職業（学校名及び学年）・電話番号等の個人情報は、第50回全国育樹祭および緑化の普及啓発に関すること以外には使用しません。（法令等により開示を求められた場合はこの限りではありません。）
- (7) 同一の作品を複数の方が応募し、入選該当作品となった場合は、抽選により入選者を決定します。
- (8) 未成年の方が応募する場合、親権者等法定代理人の同意が必要です。
- (9) 応募作品は返却しません。
- (10) 入賞の権利を他人に譲渡または換金することはできません。
- (11) この要領に定めるもののほか、ご不明な点については下記へお問い合わせください。

**【問い合わせ先】**

秋田県農林水産部森林環境保全課全国育樹祭推進室

〒010-8570

秋田県秋田市山王四丁目1番1号 県庁舎4階

電話番号：018-860-1955（土日祝日を除く8時30分から17時15分まで）

F A X：018-860-3899

E-mail : ikujusai@pref.akita.lg.jp